（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所）

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（川崎市指定 第 1495600312　号）

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたい事を次のとおり説明します。 当サービスの利用は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1　事業所

（1） 法　人　名　　社会福祉法人　美生会
（2） 法人所在地　　川崎市多摩区宿河原 1 丁目 18 番 1 号
（3） 電 話 番 号　　044-930-5552
（4） 代 表 者 名　　理事長　中島　秀彦
（5） 設立年月日　　平成 22 年 5 月 24 日

2　事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定看護小規模多機能型居宅介護
川崎市指定　　1495600312　　号
（2）事 業 目 的　　利用者が住み 慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話、又は必要な診療の補助を妥当・適切に行います。
（3）事 業 所 名　　ヴィラージュ虹ヶ丘　看護小規模多機能型居宅介護
（4）所　在　地　　川崎市麻生区虹ヶ丘 1 丁目 22 番 1-2 号
（5）電 話 番 号　　044-712-5513
（6）管 理 者 名　　荻須　隆英
（7）開設年月日　　平成 26 年 6 月 1 日
（8）運 営 方 針　　①当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせて、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供する事により、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。
②事業の実施に当たっては、川崎市、地域包括支援センター、地域の保険医療及び福祉サービスとの連携を図り、総合的な　サービスの提供に努めるものとします。
（9）登 録 定 員　　25 名（通いサービス 15 名、宿泊サービス 9 名）
（10）設 備 概 要　　居室 9 室（全個室）、共同スペース 1 室、一般浴室、特浴室、静養室 他

3　実施地域及び営業時間

実施地域	麻生区、宮前区、多摩区、高津区	
営 業 日	365 日	
営業時間	① 通いサービス	9：00～16：30
	② 訪問サービス	随時
	③ 宿泊サービス	16：30～9：00

4　職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管 理 者		常勤１名	従事者及び事業所の業務管理
介護支援専門員		常勤１名	サービス計画および相談業務
看護職員		常勤換算で2.5名以上 通い及び訪問サービス提供のうちそれぞれ１以上は保健師、看護師または准看護師 従業者のうち１以上が常勤の保健師または看護師	健康管理、医療処置
介護職員	（日中）	通いサービス提供：常勤換算で利用者３名に対し１名以上 訪問サービス提供：常勤換算で２人以上	日常生活の介護
	（夜間）	時間帯を通じて２名以上 （うち１人は宿直勤務可、宿泊利用がない日は配置なし）	
栄 養 士		常勤１名	食事メニューの作成、栄養管理
そ の 他		事務、運転手 等	

5　提供するサービス

（1） 通いサービス

事業所のサービス拠点において、療養上の管理のもと食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練を提供いたします。

（2） 訪問サービス

利用者の自宅に訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護サービス等を提供いたします。

（3） 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、療養管理のもと、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護サービスを提供いたします。

（４） 看護サービス

医療ニーズのある方は、事業所もしくは自宅において、主治医との連携のもとに必要な医療処置や機能訓練等を看護師が行います。

（５） 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談等を行います。

６ 利用料金

（１） 介護保険の給付対象となる料金

① 基本利用料

通いサービス及び訪問サービスの基本料金です。料金は、１ヶ月毎の包括費用（定額）です。短期利用居宅介護の利用料金は別途料金表をご参照ください。

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
単位数	12,447 単位	17,415 単位	24,481 単位	27,766 単位	31,408 単位
１割負担時	13,543 円	18,948 円	26,636 円	30,210 円	34,172 円

※訪問看護が医療に変わる場合、以下の料金を減算します。

	要介護１～３	要介護４	要介護５
末期の悪性腫瘍その他、別に厚生労働大臣が定める疾病等Ⓐにより訪問看護が行われる場合	-1,007 円/月 （－925 単位）	-2,013 円/月 （－1850 単位）	-3,171 円/月 （-2914 単位）
急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護が行われる場合	-33 円/日 （-30 単位）	-66 円/日 （-60 単位）	-104 円/日 （-95 単位）

※別に厚生労働大臣が定める疾病等Ⓐは以下のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

② 加算料金

初期加算	33 円/日 (30 単位)	登録した日から起算して 30 日以内の期間
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	816 円/月 (750 単位)	従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 70/100 以上の場合等
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	697 円/月 (640 単位)	従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50/100 以上の場合等
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	381 円/月 (350 単位)	従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 40/100 以上等
若年性認知症利用者 受入加算	871 円/月 (800 単位)	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている事
総合マネジメント体制 強化加算（Ⅰ）	1,306 円/月 (1,200 単位)	個別サービス計画を多職種協働により随時適切に見直し、地域に根差した体制を確保している事
総合マネジメント体制 強化加算（Ⅱ）	870 円/月 (800 単位)	個別サービス計画を多職種協働により随時適切に見直している事
専門管理加算	272 円/月 (250 単位)	専門研修を修了した看護師を配置し、計画的な管理をしている事
緊急時対応加算	842 円/月 (774 単位)	24 時間連絡体制の整備・緊急時の宿泊体制を確保している事
ターミナルケア加算	2,720 円/死亡月 (2,500 単位)	在宅で死亡したご利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上のターミナルケアを行った場合
遠隔死亡診断補助加算	163 円/回 (150 単位)	特定研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助をおこなった場合
認知症加算（Ⅰ）	1,001 円/月 (920 単位)	特定研修を受講した職員をご利用者の日常生活自立度に応じて配置し事業所全体の認知症ケアの指導を実施している事
認知症加算（Ⅱ）	968 円/月 (890 単位)	特定研修を受講した職員をご利用者の日常生活自立度に応じて配置している事
認知症加算（Ⅲ）	827 円/月 (760 単位)	日常生活自立度Ⅲ以上の場合
認知症加算（Ⅳ）	500 円/月 (460 単位)	要介護 2，かつ日常生活自立度Ⅱの場合
生産性向上 推進体制加算（Ⅰ）	109 円/月 (100 単位)	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータを基に業務改善している事
生産性向上 推進体制加算（Ⅱ）	11 円/月 (10 単位)	見守り機器等を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動をおこなっている事

退院時共同指導加算	653 円/回 (600 単位)	退院するにあたり看護師等が退院時共同指導を行った場合
特別管理加算（Ⅰ）	544 円/月 (500 単位)	留置カテーテル等を使用しているご利用者の計画的な管理を行った場合
特別管理加算（Ⅱ）	272 円/月 (250 単位)	在宅酸素療法等を使用しているご利用者の計画的な管理を行った場合
看護体制強化加算（Ⅰ）	3,264 円/月 (3,000 単位)	算定日が属する前 3 ヶ月の特別管理加算等の算定状況、ターミナルケアの実績による
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,720 円/月 (2,500 単位)	算定日が属する前 3 ヶ月の特別管理加算等の算定状況による
訪問体制強化加算	1,088 円/月 (1,000 単位)	事業所の訪問介護の提供回数が 200 回以上である事
排せつ支援加算（Ⅰ）	11 円/月 (10 単位)	排泄に介助を要する利用者ごとに、医師と連携した看護師が入所時及び 3 ヶ月毎に支援計画を立てている事
排せつ支援加算（Ⅱ）	17 円/月 (15 単位)	排せつ支援加算（Ⅰ）の基準を満たし、排尿排便の改善がみられること。利用時に留置されていた留置カテーテルが抜去された事
排せつ支援加算（Ⅲ）	22 円/月 (20 単位)	排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）の基準を満たし、おむつ有からおむつ無に改善していること。利用時に留置されていた留置カテーテルが抜去された事
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）	4 円/月 (3 単位)	褥瘡のリスクがある利用者ごとに、多職種で褥瘡ケア計画を作成し定期的に見直している
褥瘡マネジメント加算 （Ⅱ）	15 円/月 (13 単位)	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を満たし、リスクがあるとされた利用者に褥瘡の発生が無いこと、治癒した事
科学的介護推進体制加算	44 円/月 (40 単位)	ＡＤＬ等基本情報を厚生労働省に提出し、情報の活用をしている事
栄養アセスメント加算	55 円/月 (50 単位)	ご利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、利用者・ご家族に説明している事
栄養改善加算	218 円/回 (200 単位)	低栄養状態の利用者に対し栄養改善サービスを提供している事
口腔機能向上加算（Ⅰ）	164 円/回 (150 単位)	口腔機能が低下しているご利用者に摂食・嚥下機能に関する訓練を行った場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	174 円/回 (160 単位)	口腔機能向上加算（Ⅰ）を満たし、口腔機能改善管理指導計画書を厚生労働省に提出している事
口腔・栄養 スクリーニング加算 （Ⅰ）	22 円/回 (20 単位)	利用開始時及び利用中の 6 ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で提供した場合

口腔・栄養 スクリーニング加算 （Ⅱ）	6円/回 (5単位)	栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定している場合に算定
介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）	（Ⅰ）イ 16.8% （Ⅰ）ロ 17.7% （Ⅱ）イ 16.5% （Ⅱ）ロ 17.4% （Ⅲ） 15.3% （Ⅳ） 12.5%	職員の資格や経験年数に応じた賃金体系の整備、職場環境の改善をしている場合、加算後の報酬単位に上乗せ

※利用状況及び職員の配置状況等に応じて加算減算されます。

※緊急時対応加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

※月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた予定日数よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた予定日数より多かった場合でも、日割りでの割引または増額はいたしません。ただし、月途中での登録開始または登録終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」……利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※別に厚生労働大臣が定める状態Ⓑにあるものとは次のとおりです。

イ　在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態

ハ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ　真皮を超える褥瘡の状態

ホ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

（２） 医療保険の給付対象となる料金

① 基本料金

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1 日目	1,320 円	2,640 円	3,960 円
2 日目以降	860 円	1,720 円	2,580 円

※保険の自己負担割合に応じて料金が異なります。

② 加算料金

特別管理加算　Ⅰ	5,000 円	特別な管理を必要とする者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものⒷのイに該当するもの）に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
特別管理加算　Ⅱ	2,500 円	特別な管理を必要とする者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものⒷのロ～ホに該当するもの）に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算	8,000 円	利用者が退院又は老健退所時に、当事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、訪問看護サービスを利用した場合（1 回のみ）
24 時間対応体制加算	6,800 円	電話等により看護師が常時対応可能な体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合
早朝・夜間加算	2,100 円	早朝（午前 6 時から午前 8 時）又は夜間（午後 6 時から午後 10 時）に訪問看護を行った場合
深夜訪問加算	4,200 円	午後 10 時から午前 6 時（深夜）の時間に訪問看護を行った場合
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合
長時間訪問看護加算	5,200 円	1 回の訪問看護の時間が 2 時間を超えた場合（週に 1 回を限度）
ターミナル療養費加算	25,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合

※料金表示は 10 割表示となっております。自己負担額は、表示料金の１～3 割となります。

（３） その他自費となる料金

① 宿泊に要する費用

１泊 3,500 円

② 食事の提供（食事代）

朝食 520 円・昼食 780 円（おやつ代含む）・夕食 730 円

③ 理美容代

実費

④ 洗濯代

１回 200 円 （原則宿泊利用者）

⑤ 紙オムツ類

紙オムツ 1 枚 100 円・リハビリパンツ 1 枚 100 円・パット 1 枚 50 円

⑥ 日常生活上必要となる諸経費・レクリエーション活動等

利用者のご希望により、レクリエーション活動等に参加していただく事ができます。その場合の費用は、実費となります。

⑦ 複写物の交付

サービス提供の記録等の複写物の交付を希望される場合、1 枚当たり 10 円をご負担いただきます。

⑧ エンゼルケア

ご逝去後にケアをさせて頂いた場合、11,000 円をご負担いただきます。

（４） 利用料金のお支払方法

① 利用料金は、月毎に合計額を請求します。

② 当月の利用料金等の合計額の請求明細を、翌月 15 日までに利用者へ送付します。

③ 支払方法は、金融機関口座からの引き落としになります。ただし、手続きが間に合わない場合に限り、窓口での現金払い又は指定口座への振込みとなります。

【指定口座】

横浜銀行 新百合ヶ丘支店（830）

口座番号 普）6074340

口座名義 社会福祉法人 美生会（びせいかい） 理事長 中島 秀彦

（５） 利用の変更、中止（キャンセル）

利用者の都合により利用の予定を変更、中止する場合は速やかにご連絡下さい。利用予定の前日又は当日に利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料（食事代）をお支払いただく場合があります。

7 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用する事ができるものとします。

（１） 要介護認定により、利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合

（２） 利用者の契約解除の申し出があった場合

（３） 利用者及び家族の故意又は重大な過失により、契約の継続が困難な場合

（４） 事業者のやむを得ない事情により、契約の継続が困難な場合
（５） 利用者が死亡した場合

８ 個人情報保護について

当事業所では、ご利用者様の個人情報を以下の範囲で利用させていただきます。

（１） 利用者及びその家族に関する事項について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。これは、契約が終了した後も継続します。

（２） 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定に係わらず、利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議での情報提供及び医療機関へ提供等のために、必要最小限の範囲内で使用、提供又は収集します。

９ サービス提供に関する相談・苦情について

（１） 当事業所における苦情の受付

担　　当　　管理者　荻須　隆英
電　　話　　044-712-5513
受付時間　　8：30～17：00

（２） 行政機関その他苦情受付機関

麻生区役所　高齢障害課　TEL：044-965-5148
川崎市健康福祉局事業者指導係　TEL：044-200-2910
国民健康保険団体連合会　介護苦情相談課　TEL：045-329-3447

１０ 協力医療機関

利用者の主治医との連携を基本とします。急変時に備えて、以下の協力医療機関と連携体制を整えています。

医療機関名	所在地	電 話
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺 1105	044-955-8220
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺 1142	044-955-1611
鶴川記念病院	町田市三輪町 1059-1	044-987-1311

１１ 運営推進会議の設置

事業所の運営状況の報告及びサービス内容の評価、要望等を受けるため、以下のとおり運営推進会議を設置しています。

（１） 構　成　　利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、当事業所管理者及び介護支援専門員等
（２） 開　催　　年６回
（３） 議事録　　運営推進会議の内容についての記録を作成、公開します

１２　非常災害対策

非常災害時には、別途定める「消防計画」に即して対応します。

（１） 防 災 訓 練　　年２回

（２） 消防用設備　　スプリンクラー、消火栓、消火器、火災自動通報装置

１３　虐待防止に関する事項

本施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（５）　本施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

１４　感染症対策の強化

（１）　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

（２）　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

（３）　感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。

④(1)から(3)までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

１５　業務継続に向けた取組

（１）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１６　ハラスメント対策の強化

本施設は、ハラスメント対策を強化するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しないための入発防止策を検討します。

③ 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

１７　会議や多職種連携における ICT の活用

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から以下を実施します。

（１）利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して各種会議等の実施をします。

（２）利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して各種会議等の実施をします。

１８　サービス利用にあたっての留意事項

（１）　サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。

（２）　事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。

（３）　他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。

（４）　所持金品は、自己責任で管理して下さい。

（５）　事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

１９　福祉サービス第三者評価による評価の実施状況

第三者評価の実施状況	１　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	１　あり　　２　なし
	２　なし		

看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事 業 所　　ヴィラージュ虹ヶ丘　看護小規模多機能型居宅介護

所 在 地　　川崎市麻生区虹ヶ丘 1-22-1-2

管 理 者　　荻須　隆英　　印

説 明 者　　印

上記の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

利 用 者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証人 兼 身元引受人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連帯保証人 兼 身元引受人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿